平成２６年（フ）第５１号
静岡県掛川市城西２丁目９番11号　ルートワン202
債務者　鈴木　隆寛
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第１２１１号
京都市伏見区深草加賀屋敷町11番地　加賀屋敷市営住宅２棟703号室
債務者　浦部　理恵（旧姓相良）
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４０号
京都市東山区大和大路通五条上る山崎町363番地　ハイム五条１－Ｂ
債務者　横山　　浩
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５０号
京都府八幡市八幡中ノ山87番地の29
債務者　遊津　　厚
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７０号
京都市左京区岩倉南四ノ坪町32番地
債務者　黒田菜保子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９６号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　府営長谷団地２－405号
債務者　野々垣文代
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９９号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字殿山１番地121　H－102、前住所大阪府豊中市原田元町２丁目３番11号
債務者　菅　　健太郎
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
京都府舞鶴市字浜134－５　レオパレス萬代橋202号室、住民票上の住所京都府舞鶴市字余部上528番地３
債務者　上吉川文子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第９２８号
大阪府羽曳野市軽里１－６－３　グランパティオ軽里306、住民票上の住所奈良県大和郡山市下三橋町312番地41
債務者　吉田　直志
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９６７号
堺市西区津久野町３丁33番10号　イトーピア津久野406号
債務者　平井　幸代
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０１１号
堺市北区長曽根町545番地　下野池住宅14棟102号
債務者　佐原　千惠
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３３６号
佐賀市柳町７番11号
債務者　庄司ゆかり
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
盛岡市東緑が丘26番２号
債務者　藤澤　志穂（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１６７号
群馬県太田市鳥山上町1031番地８
債務者　馬場　富治
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１２１号
岐阜県多治見市小田町１丁目40番地
債務者　遠藤きよみ
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１２２号
岐阜県多治見市精華町76番地
債務者　竹下　　誠
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第３３０号
愛知県一宮市大和町苅安賀字上西之杁73番地　ウィズユー苅安賀２Ｃ
債務者　清水　雄次
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部